

平成28年熊本地震被害対策資金のご案内

○「平成28年熊本地震被害対策資金」は、平成28年熊本地震による被害を受けた農林漁業者の経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する制度資金です。

運転資金である農協等民間金融機関（以下、農協等という。）の「地震被害対策緊急資金」及び日本政策金融公庫資金（以下、公庫という。）の「地震被害対策セーフティネット資金」と、施設等整備資金である農協等の「地震被害対策農業（漁業）近代化資金」、公庫の「地震被害対策基盤強化資金」及び「地震被害対策農林漁業施設資金」があります。

地震被害対策緊急資金（農協等）

融資対象者	地震の被害を受けた農漁業者
資金使途	経営維持に必要な運転資金
貸付限度額	1,000万円
利率	無利子又は0.05%（H28年4月20日現在） ※利率は県、市町村、融資機関の金利負担措置後の利率 なお、県等による利子助成期間は貸付後3年間です。
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

地震被害対策セーフティネット資金（公庫）

融資対象者	地震の被害を受けた農林漁業者
資金使途	経営維持に必要な運転資金
貸付限度額	1,200万円
利率	無利子又は0.05%（H28年4月20日現在） ※利率は県、市町村の金利負担措置後の利率 なお、県等による利子助成期間は貸付後3年間です。
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

地震被害対策農業（漁業）近代化資金（農協等）

融資対象者	地震被害の復旧のため施設等整備を行う農漁業者
資金使途	地震被害の復旧のため必要な施設等整備資金
貸付限度額	個人1,800万円、法人2億円（漁業:個人1.5億円,法人3.6億円）
利率	無利子又は0.05%（H28年4月20日現在） ※利率は県、市町村、融資機関の金利負担措置後の利率 なお、県等による利子助成期間は貸付後5年間です。
償還期限	15年以内（うち据置7年以内）（漁業:20年以内(うち据置3年以内)）

☆裏面をご覧ください。

地震被害対策基盤強化資金(公庫)

融資対象者	地震被害の復旧のため施設等整備を行う認定農業者
資金使途	地震被害の復旧のため必要な施設等整備資金
貸付限度額	個人3億円、法人10億円
利率	無利子又は0.05%(H28年4月20日現在) ※利率は県、市町村、融資機関の金利負担措置後の利率 なお、県等による利子助成期間は貸付後5年間です。
償還期限	25年以内(うち据置10年以内)

地震被害対策農林漁業施設資金(公庫)

融資対象者	地震被害の復旧のため施設等整備を行う農林漁業者
資金使途	地震被害の復旧のため必要な施設等整備資金
貸付限度額	個人、法人ともに 1,200万円
利率	無利子又は0.05%(H28年4月20日現在) ※利率は県、市町村、融資機関の金利負担措置後の利率 なお、県等による利子助成期間は貸付後5年間です。
償還期限	15年以内(うち据置3年以内)

融資対象者の要件等

○運転資金

(1)地震被害対策緊急資金、(2)地震被害対策セーフティネット資金

- ①地震の被害により減収量が平年収量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の10%以上であること。
(貸付金利0.05%(H28年4月20日現在))
- ②地震の被害により減収量が平年収量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上であること。
(無利子)

※①、②ともに市町村長の証明が必要

○施設等復旧資金

(1)地震被害対策農業(漁業)近代化資金、(2)地震被害対策基盤強化資金、 (3)地震被害対策農林漁業施設資金

- ①地震の被害により農林漁業施設等が被害を受けていること及び地震被害対策として実施する事業であること。
(貸付金利0.05%(H28年4月20日現在))
- ②地震の被害により減収量が平年収量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上であること。
(無利子)

※①、②ともに市町村長の証明が必要

○資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局、市町村または金融機関(農協等民間金融機関及び日本政策金融公庫熊本支店)までお問い合わせください。